

草津栗東行政事務組合障害者活躍推進計画

令和4年10月策定

1 はじめに

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、草津栗東行政事務組合管理者が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組についてとりまとめたものです。

2 計画期間

令和4年10月～令和9年3月まで

3 周知・公表

本計画を策定または変更した場合は、全ての職員に周知するとともに、ホームページに掲載し公表します。

また、年に1回、前年度の取組状況および目標に対する実績等をホームページに掲載し公表します。

4 障害者雇用の状況と目標

本組合は、構成団体（草津市、栗東市）からの派遣職員のみで構成されている組織であり、採用等を行っておりません。また現在、障害者である職員は在籍していません。

そのため、障害者雇用の推進に関する理解の促進に努めることを目標とし、以下の内容を取り組みます。

5 取組内容

障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 障害者雇用推進者として事務局長を選任します。

(2) 構成市が実施する研修に積極的に参加するなど、障害に関する理解が深められるよう取り組みます。